

畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作

業務委託企画提案募集要項

畠山重忠、比企一族ゆかりの地及び定番スポット等、埼玉県魅力をPRする冊子・動画を作成し、県内外からの誘客を図る。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 業務委託名

畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務委託

2 委託業務内容

別紙「畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務委託仕様書」のとおり。

(以下「委託仕様書」という。)

3 履行期間

契約日から令和4年3月31日(木)まで

4 予算額

予算額 4,130,000円

※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 過去3年間に国または地方公共団体と本事業と類似及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 上記(1)～(3)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)～(3)の要件を満たさなければならない。
- なお、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和3年11月15日(月)
質問事項受付開始	11月15日(月)
質問事項の受付期限	11月17日(水) 17時まで
質問事項の回答	11月19日(金)
企画提案参加希望書の提出期限	11月24日(水) 17時まで
企画提案書の提出期限	11月30日(火) 正午まで
選考(書類審査)	12月 3日(金)
選考結果発表	12月 7日(火)

※ 選考(書類審査)には、既提出の企画提案書のみを用いることとします。

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付

a3950-01@pref.saitama.lg.jp 宛に電子メールで行う。

なお、件名は「畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務委託 質問書(法人名)」とする。

受付は令和3年11月17日(水) 17時までとする。

(2) 質問の回答

回答は、令和3年11月19日(金)以降、県ホームページに掲載する。

(3) 企画提案参加表明

ア 参加表明手続

「企画提案参加希望書(別紙様式1)」を提出すること。その際、募集要項「5 応募資格」(2)に示す、過去3年間に国または地方公共団体と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績も添付すること。なお、実績は業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるものとする。

イ 受付期間

令和3年11月24日(水) 17時まで

ウ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (第二庁舎 1 階)

(電話) 048-830-3955

(メール) a3950-01@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか (必着)

※持参の場合は平日の 9 時～17 時までの受付とします。

※郵送の場合は原則書留とします。

※メールの場合は PDF ファイルで送付し、県からの到着確認メールの返信があったことを必ず確認してください。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

別添「畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光 PR 広報物制作業務委託仕様書 (公募用)」を参照のうえ、以下の書類を提出すること。

・企画提案書

・法人の概要 (既存のパンフレット等でも構いません。)

・見積書

※見積りは、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

イ 受付期間

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 (火) 正午まで

ウ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (第二庁舎 1 階)

エ 提出部数

7 部 (正本 1 部、副本 6 部)

※見積書の副本への添付は写しで可とします。

※副本のうち一部はホチキス止め等をしないものを提出してください。

オ 提出方法

持参又は郵送 (必着)

※持参の場合は平日の 9 時～17 時までの受付とする。

※郵送の場合は書留郵便とすること。

カ その他

・企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。(複数提案は不可)

・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

・提出された応募書類は返却しない。

・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の構成

企画提案書の様式は任意とするが、下記内容を記載し、仕様書に基づきA4判横長・片面で作成すること。

ア 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

- ・表題(畠山重忠、比企一族ゆかりの地を中心とした観光PR広報物制作業務委託 企画提案書)
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

- ・企画提案の理念と基本方針
- ・納品までの制作スケジュール
- ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
- ・紙版冊子の規格及び仕様(サイズ、仕様、紙質、ページ数、校正回数等)
- ・電子版冊子の規格及び仕様(データ様式、仕様等)
- ・制作体制・スタッフ一覧・実績
- ・その他、必要と思われる事項

8 契約先候補の選考方法

(1) 決定方法

- ・県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ・当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する
- ・審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、見積額等に基づき、総合的に評価する。

9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者(審査の結果、総合点が最も高かった提案者)と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行うこととする。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

10 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行います。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

11 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ・談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- ・資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ・虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ・指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ・書留以外の方法で郵送されたもの。
- ・提出書類（企画提案書、法人の事業概要、見積書）がないもの。
- ・委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印しない提出書類により参加申込をしたもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ・参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- ・提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

12 問い合わせ先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当 若林

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1-5-1 (第二庁舎 1 階)

(電話) 048-830-3955 / (FAX) 048-830-4819

(電子メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp